

平成28年
7月から

被扶養者の認定基準及び取扱いを 一部変更いたします!②

共済組合では、組合員の収入で生計を立てている一定の範囲の扶養家族に対しても給付を行っており、この扶養家族を「被扶養者」と呼んでいます。

被扶養者の認定基準について、現行の基準をより明確にするとともに社会情勢の変化等に伴い、内容を一部変更又は追加した「被扶養者認定基準及び取扱い」を作成いたしました。

なお、この基準の適用日は、次期の扶養状況調査(検認)実施日である平成28年7月1日からといたします。

※変更に伴う取扱いについては次号より順次お知らせいたします。

※今月号では、主な変更事項についてお知らせします。

(1) 認定できない者の取扱いについて

- 扶養認定対象者の年間収入が組合員の年間収入の1/2以上ある場合は、主として組合員の収入により生計を維持する者に該当しないとされていることから「認定できない者」として扱うことにいたします。

(2) アルバイト・パート等の給与収入の取扱いについて

- 賞与に相当する報酬がある場合、支給月の給料額には含めず、年間収入として毎月の給与収入の合計額に合算いたします。
- 収入のある方を認定申請する場合は、収入基準額未達であることが確認できる雇用契約書を添付いただけます。なお、勤務時間や勤務日数等の記載のない雇用契約書及び勤務時間等を調整することで基準額内にするという申出については、取り扱わないものといたします。
- 給与収入については、月額基準額を明確にするともに基準額未達での就労を原則とさせていただきますが、事情により月額基準額を超えた場合は現在の①の取扱いに②の取扱いを加えることといたします。

①収入が3ヶ月連続して月額基準額を超えたときは、最初に超過した月の一日に遡り、恒常的に月額基準額以上の収入があったとみなします。

②連続する3ヶ月の平均が月額基準額を超えたときは、その平均を超過した最初の月の一日から、恒常的に月額基準額以上の収入があったとみなします。

- 月額基準額を超過した場合の認定取消日について、現在のアの取扱いにイを加え、何れかに該当した場合、当該日を認定取消日といたします。

ア 前記①の連続して3ヶ月の収入が月額基準額を超えたときは、最初の超過月の一日

イ 前記②の3連続した複数月の平均収入が月額基準額を超過したときは、その連続した月の中で月額基準額を超過した月の一日

※就労月と給与支払月が異なることが明記された給与明細書等を提出いただいた場合は、支払日の属する月を基準といたします。

(3) 父母等を認定対象者として申請する場合の収入基準額について

- 父母の双方又は何れか一方を被扶養者として申請する場合は、夫婦相互扶助の観点から父母の収入を合計して判断いたします。この場合、認定上の収入基準額の合計から共通経費として10パーセント割り落とした後の金額を収入基準額として扱うこととします。これにより、父母等の収入合計額が収入基準額以上の場合、認定対象者の収入が認定基準額未達であっても認定することはできないものといたします。

(4) 別居扶養に係る仕送り額及び取扱いについて

- 仕送り額は、別居の認定対象者の収入額を上回る金額とし、認定対象者の収入額と仕送り額の合算額が130万円以上になることを条件といたします。現在の基準(一律50,000円以上)から、扶養の実態に即した取扱いに変更いたします。
- 仕送り後の組合員の可処分収入額が極端に減少する場合は、組合員の「扶養能力」と継続性も重視して判断いたします。
- 既に要件を満たしている方を新たに申請する場合は、直近3ヶ月の仕送り実績を添付いただくことに変更いたします。